仕様書

第1 件名

「世田谷くらしツーリズム~商店街インバウンドツアー・イベント造成~」事業実施委託

第2 目的

世田谷は、渋谷・新宿からのアクセスが良いにも関わらず、現下、観光地としてのインバウンド認 知度は低い。

本企画は、都内第2位の数を誇る世田谷の個性的な商店街を活用し、ローカルな体験を求める傾向が強い欧米からの外国人旅行者に向けたインバウンド向けツアー及びイベントを造成することで、「渋谷・新宿から数駅の場所でありながら、ゆったりとした日本人の上質なくらしに触れられるまち=世田谷」というイメージを定着させることを目的とする。

なお、本事業は、公益財団法人世田谷区産業振興公社(以下「企画提案者」という。)と連携して 実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年9月20日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団(以下「TCVB」という。)が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

1月~3月頃 観光コンテンツの調査・ワークショップ

3月~4月頃 インバウンド向け商店街ツアー・イベントの企画・調整

4月~7月頃 モニターツアー、イベントの実施

7月~8月頃 ツアー・イベント内容の修正・販売準備

8月~9月頃 報告書作成

第6 委託内容

1 概要

本事業では、下記①~⑤の区内を走る私鉄沿線の5地域を対象とし、当該地域の商店街及びその周辺の観光資源を活用して、インバウンド向けモニターツアー及びイベントを実施する。

- ① 千歳烏山駅周辺(京王線)
- ② 下北沢駅周辺(京王井の頭線・小田急線)
- ③ 千歳船橋駅周辺(小田急線)
- ④ 三軒茶屋駅周辺(田園都市線・世田谷線)
- ⑤ 等々力駅・尾山台駅周辺(大井町線)

なお、実際の地域指定は後記2(1)の連携協議会において協議の上、決定するものとする。 また、提案にあたり上記各地域の商店街に調査・質問等がある場合は、企画提案者を窓口とするこ ととし、商店街に直接連絡等を行わないこと。

2 観光コンテンツの調査・検討

(1) 連携協議会の発足及び運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会(以下「協議会」という。)を立ち上げ、その中で、情報発信や、モニターツアー及びイベントの実施等について検討をしていく。なお、協議会は、1月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、連携協議会開催の都度、TCVB及び企画提案者と協議の上、連携協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

(2) 観光コンテンツの調査・検討

前記(1)の協議会のほか、商店街関係者、住民等を集めてワークショップを行い、各商店街を中心とした潜在的な世田谷の魅力を洗い出し、どのように観光活用すべきか具体的にまとめること。調査結果を作成する際には、当該事項の訴求ポイントやストーリー性等についてもあわせて整理し、ツアー及びイベントの企画の際に活用しやすい内容とすること。

3 インバウンド向け商店街ツアーの企画・実施

2の検討結果等を踏まえ、各商店街の活用を中心としたインバウンド向けツアーを企画・実施する。ツアーの企画・実施にあたっては、以下の(1)~(15)に留意し、企画提案者と協議のうえ決定すること。

(1) 概要

実施時期:平成31年4月~7月

実施回数:5回 各回2~3時間程度

参加人数:各10名程度

- (2) 各商店街に隠れた魅力的な店舗、店主等を積極的に活用すること。
- (3) 単なる商店街ツアーではなく、近隣の観光スポット案内、都市農業体験等の体験要素、バックヤードツアー等を盛り込み、世田谷区民のくらしが感じられるよう工夫すること。
- (4) 基本ツアーの終了後にオプションツアーを実施するなど、より世田谷区での滞在時間が長くなるよう工夫するとともに、多様化する外国人個人旅行者のニーズに合うコンテンツとすること。
- (5) 区内大学等と連携し、ツアーを通して学生が語学力を高める、おもてなしを学ぶなどの機会を 提供すること。
- (6) 参加者は主に30代~50代の外国人とし、性別や年齢による偏りのないようにすること。なお、 想定しているターゲットは、欧米人を中心とした個人旅行客や、世田谷区外の在日外国人である。
- (7) 広報用チラシ、SNS 等を制作するほか、受託者がその他の広報手法及び内容を提案し、企画提案者と協議のうえ実施する。チラシの制作枚数は 5,000 部以上とし、企画提案者と協議のうえ、区外の外国人が集まる場所(観光案内所)等で配布する。
- (8) 通訳ガイドによる案内をすること。
- (9) ツアー参加者にアンケートを実施し、日本語訳したうえでまとめること。その結果に基づき効果 測定及び商品造成に向けた課題抽出を行い、企画提案者にフィードバックすること。

- (10) 参加者に SNS 等を用いた参加体験の発信を依頼すること。
- (11) モニターツアーの実施に当たっては、傷害保険及び損害賠償保険等に加入するなど、不測の事態 に対しても受託者の責の範囲内で対応できるよう想定すること。
- (12) モニターツアーの催行に関しては、旅行業法上の規定を順守すること。
- (13) 参加者より、参加者が負担する必要経費(食費、交通費等)の3分の1(千円未満端数は、原則切上)を徴収し、収入とする。収入金額は事業効果を高めるため地元特産品のお土産等の費用に充当し、事業に活用すること。
- (14) 悪天候等によりモニターツアー開催が困難な状況の場合は、日程の変更について企画提案者及び TCVB と協議し、各種調整を行うこと。
- (15) その他、実施に係る利用許認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

4 「第5回世田谷まちなか観光メッセ」との同時開催イベントの企画・実施

区内で例年実施されているイベント「世田谷まちなか観光メッセ」内で行う同時開催イベントを企画し、実施する。企画・実施にあたっては以下の(1)~(7)に留意し、企画提案者と協議のうえ決定すること。

(1) 概要

実施時期: 平成31年7月20日

会 場:三軒茶屋キャロットタワー4階

参加人数目途:1,000人

- (2)「第5回世田谷まちなか観光メッセ」用に作成されるチラシの英語訳版を3,000部作成し、企画提案者と協議のうえ配布する。また、受託者がその他の広報手法及び内容を提案し、企画提案者と協議のうえ実施すること。
- (3) 外国人観光客と地元住民の交流が生まれる内容とすること。
- (4) イベント参加者にアンケートを実施し、その結果に基づき効果測定及び課題抽出を行い、企画 提案者にフィードバックすること。外国語によるアンケート結果は日本語に訳したうえで取りま とめて提供すること。
- (5) イベント設定にあたっては、企画説明資料等を作成したうえ TCVB 及び協議会に企画案を提示し 承認を得ること。
- (6) 物販または飲食物の提供等を行う場合は、提供のための団体を招聘し、収入は本事業会計と切り離すこと。
- (7) その他、実施に係る利用許認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

5 事業内容・手法のフィードバック

(1) 事業結果及び継続性の検証

2から4を通して得られた調査結果及び事業効果並びに継続実施するうえでの課題等を整理 し、今後ツアーを商品化しイベントを継続実施していくための指針として、企画提案者にフィー ドバックする。また、次年度以降、協議会を継続するための課題整理と解決策案等も提示するこ と。

(2)「「世田谷くらしツーリズム~商店街インバウンドツアー・イベント造成~」ツールブック」の

作成

2から5における検証を通じて整理された、当該事業の課題を解決または軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規格 大きさ: A4

色 : 4色カラー刷り

使用材料: (表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80以上)

(本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上)

仕 立:くるみ表紙、無線とじ

その他: 奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり

その他 校 正:2回以上

Rマーク:原則として、再生紙使用マーク(Rマーク)を用いて、古紙パルプ配

合率等を表示すること。

包装紙:再生紙を使用すること。

使用する紙・インキ:東京都グリーン購入ガイド2018の印刷物における水準1を

満たすこと。

6 報告書類の提出

受託者は、2から4の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要(件名・事業期間・企画提案者・受託事業者・事業目的)、事業内容(基本的に委託内容の項目と一致)、事業スケジュール、事業運営体制(チャート図等)

- 2 観光コンテンツの調査・検討について
- 3 インバウンド向け商店街ツアーの企画・実施について
- 4 イベントの企画・実施について
- 5 実施結果
- 6 事業の成果
- 7 今後の課題
- 8 今後の展開
- 9 参考資料 (会議議事録等)

規格 大きさ: A4

色 : 4色カラー刷り

使用材料: (表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上)

	(本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上)
	仕 立:くるみ表紙、無線とじ
	その他: 奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正:2回以上
	Rマーク:原則として、再生紙使用マーク(Rマーク)を用いて、古紙パルプ配
	合率等を表示すること。
	包装紙:再生紙を使用すること。
	使用する紙・インキ:東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準1を
	満たすこと。

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規格	大きさ:A 3			
	頁 数:1枚・中折片面・見開き			
	色 : 4色カラー刷り			
	使用材料:再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上)			
その他	校 正:2回以上			
	Rマーク:原則として、再生紙使用マーク(Rマーク)を用いて、古紙パル			
	合率等を表示すること。			
	包装紙:再生紙を使用すること。			
	使用する紙・インキ:東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準1			
	を満たすこと。			

第7 納入物件

1	事業実施報告書	10部
2	事業実施報告書概要版	10部
3	「世田谷くらしツーリズム~商店街インバウンドツアー・イベント造成~」	
	ツールブック	10部
4	1及び 2 の電子データ($DVD-R$ 等)	2部3
5	3の電子データ (DVD-R等)	2部3
6	その他、本事業で作成したもの一式の電子データ	2部3

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」

又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査 手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏な く実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受 託者にあること。
- (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
- (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
- (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
- (5) 調査から知り得た情報(秘密)を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行う こと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその 責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応 について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成31年1月から平成31年9月までの間、毎月1回以上、TCVBに対して定例報告を行うこと(定例報告会の開催)。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVBと協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を 行うことができる。

- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、 直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を 説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、 TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任 と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩すること

のないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報 に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVBの指示により、必要な措置を講ずること。

第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、TCVBと密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVBの確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は TCVB と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努 めること。
- 6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は 写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。 不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団

地域振興部事業課 谷口・荒井・荒木

電話03-5579-2682/FAX03-5579-8785